ネットワーク社会のプライバシー
個人情報保護法と住基ネット

池田信夫
RIETI

RIETI
Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAI

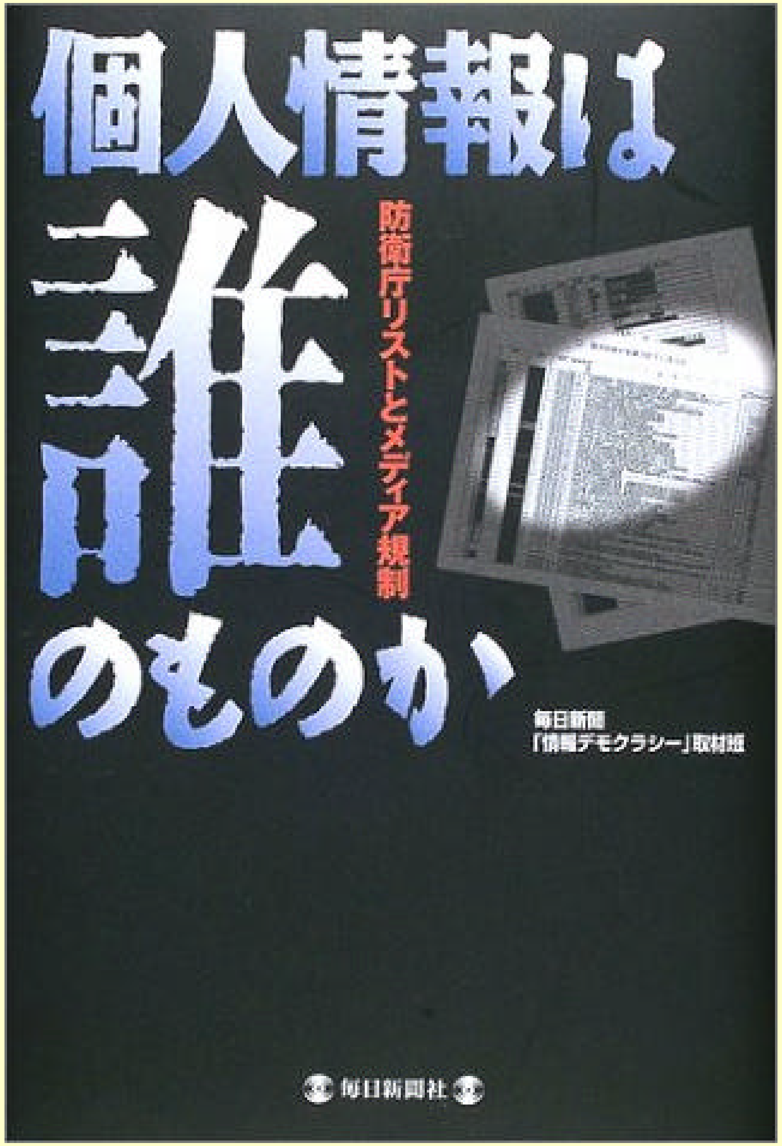

私の個人情報は私のものか

- プライバシー:個人情報を隠すこと
  - 住所·氏名·前科:公的な情報
  - 顧客·信用情報:私の作った情報ではない
- 私についての情報は私の情報ではない
  - 「自己情報コントロール権」:有害無益
- 個人情報の保護:社会的には有害
  - 情報の流通制限:表現の自由の侵害
  - 情報の非対称性:非効率
- 本人の行動の自由度は上がる
  - 私的な便益:コストは本人が負担

メディア規制か

- 対象：「個人情報データベース等」
- 基本原則：努力規定
  - 「適正な方法による取得」
  - 「本人の適切な関与」
- 義務規定：報道・学術・宗教・政治は除外
  - 新聞協会：基本原則から除外せよと主張
  - フリージャーナリスト：「著述業」も

欧米の個人情報保護

- OECD :8原則
  - EUデータ保護指令
  - 「本人同意」を条件とする包括的な規制
  - インターネットはほとんど違法状態
- 米国 :プライバシー法
  - 連邦政府に対する請求権
  - 包括的なプライバシー保護 :違憲

日本の個人情報保護法案

- ウェブサイト:「主務大臣」が監督
- 本人の同意なしに名前を載せると違法
  - 検索エンジン:ドメインごと削除
  - 地図データベース:空白
  - 電子掲示板:無条件に削除義務
- 修正案:基本原則を削除?
  - 報道・学術・宗教・政治:全面的に免責
  - インターネット:全面的に規制

効果は？

- 国民全員の住民データ：CD-ROMで流通
  - 新規の取得禁止→間違いが増えるだけ
  - 名簿ビジネス：アンダーグラウンド化
- 違法データ：P2Pで流通
  - 流通の規制は不可能
  - 個人情報は問題の一部
- 入口（提供）と出口（利用）でコントロール

合意による解決

- 入口：P3Pなどによる電子契約
- 出口：迷惑行為を規制
  - 事前の差し止め権ではなく事後の迷惑料
  - “Don’t call” list：ウェブで管理
  - 第三者機関(ADR)で紛争処理
- 法律：基本原則のみの「ガイドライン」に
  - 義務規定：原則廃止
  - 例外：戸籍・信用・医療情報など

住基ネット

- 「国民背番号」論争：ナンセンス
  - 名寄せ：住所氏名で全文検索できる
  - 問題は検索キーではなくデータの保護
- 住基ネット反対運動
  - 個人情報：絶対保護？絶対自由？
- 集権的構造：非効率・危険
  - 背番号：納税者番号以外に意味はない
- 行政情報：インターネット化

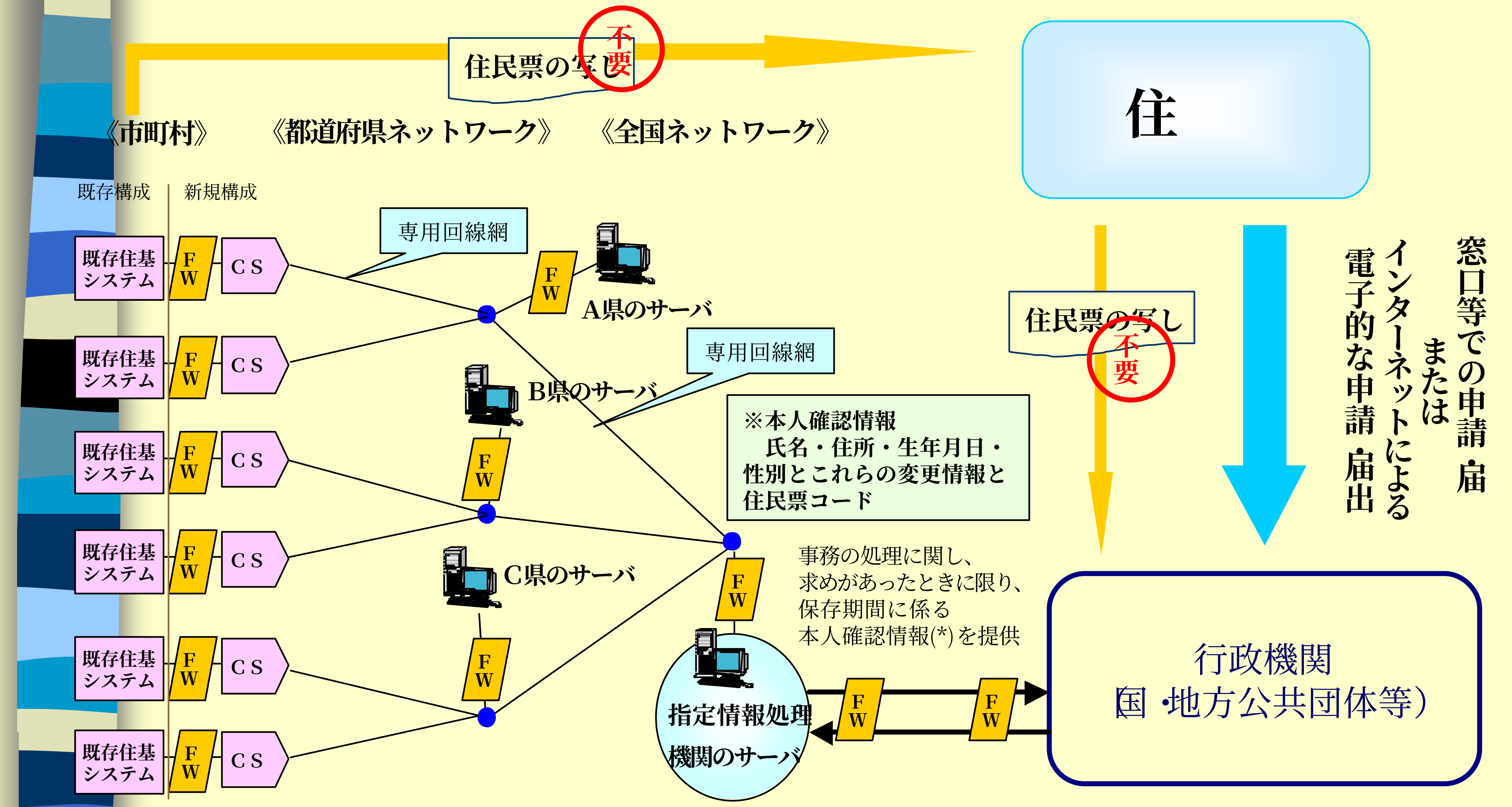
住民票の写し 不要
《市町村》
《都道府県ネットワーク》
《全国ネットワーク》
住
既存構成
新規構成
専用回線網
既存住基システム
FW
CS
既存住基システム
FW
CS
既存住基システム
FW
CS
既存住基システム
FW
CS
既存住基システム
FW
CS
既存住基システム
FW
CS
FW
A県のサーバ
専用回線網
B県のサーバ
FW
C県のサーバ
FW
※本人確認情報
氏名・住所・生年月日・
性別とこれらの変更情報と
住民票コード
FW
指定情報処理機関のサーバ
事務の処理に関し、
求めがあったときに限り、
保存期間に係る
本人確認情報(*)を提供
FW
FW
住民票の写し 不要
窓口等での申請·届
または
インターネットによる
電子的な申請·届出
行政機関
(国·地方公共団体等)

RIETI
Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

まとめ

- 費用と便益のバランスを考える
  - ネットワークに「絶対安全」はない
- リスクは自己責任
  - 住民に選択肢を与える
- 情報産業に新規立法は有害無益
  - 既存の法律で司法的に処理
  - 当事者の合意・社会的規範が重要